

申告時に必要なもの

申告をする方は、所得や申告の内容に応じて必要な書類を用意してください。詳しくは「確定申告の手引き」などで確認してください。

- ①マイナンバーカード、通知カード(記載事項に変更がない場合に限る)と運転免許証などの顔写真付き本人確認書類
- ②給与、公的年金、退職所得などの源泉徴収票の原本
- ③営業所得、農業所得、不動産所得がある方は、作成済みの収支内訳書または青色申告決算書
- ④生命保険料控除、地震保険料控除を受ける方は、生命保険料控除証明書(一般・個人年金・介護)、地震保険料控除証明書
- ⑤社会保険料控除を受ける方は、各種社会保険料控除証明書または各領収書
- ⑥障害者控除を受ける方は、障害者手帳や障害者控除対象者認定書
- ⑦医療費控除を受ける方は、令和5年中に支払った医療費控除の明細書(領収書の添付では医療費控除は受けられません)

なお、医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)を受ける方は、自己の健康保持増進のため一定の取り組みを行ったことを証明する書類も必要です。(詳しくは次の「医療費控除の申告について」をご覧ください)

- ⑧寄附金控除を受ける方は、寄附金の領収書または証明書
- ⑨申告者本人名義の預貯金口座番号が分かるもの
- ⑩「確定申告のお知らせ」はがき(届いた方のみ)

医療費控除の申告について【重要】

医療費控除の申告には、医療費控除の明細書を添付する必要があります。事前に作成した上で申告会場にお越しください。(領収書は自宅で5年間保存する必要があります)また、医療保険者から交付を受けた医療費通知(健康保険組合などが発行する「医療費のお知らせ」など)を添付すると、明細の記入を省略できます。

令和2年分以降の申告は、医療費の領収書の添付または提示では医療費控除は受けられません。

※ 「医療費控除の明細書」は国税庁ホームページに指定様式がありますのでご利用ください。また、役場税務課にも用意がありますので必要な方はお越しください。医療費の領収書が多い場合は、国税庁ホームページの「医療費集計フォーム」を利用すると便利です。

郵送での提出

町民税・県民税申告は郵送での提出も受け付けます。申告書と必要書類を同封し、阿久比町役場税務課(〒470-2292 阿久比町大字卯坂字殿越50)まで郵送してください。

住宅借入金等特別控除申告説明会

次の日程で住宅借入金等特別控除申告説明会を行います。

- 日 時 2月13日(火)～15日(木) 午前9時～午後5時
- 会 場 半田赤レンガ建物(半田市榎下町8番地)
※ 会場への入場には「入場整理券」が必要です。
- 問い合わせ先 半田税務署 ☎(21)3141(自動音声案内で「0」を選択してください)

▽確定申告会場では、原則自身のスマホで申告していただきます。来場の際には、事前にマイナポータルアプリをインストールするほか、①源泉徴収票などの申告書作成に必要な書類 ②スマホおよびマイナンバーカード(※)が必要です。

(※)マイナンバーカードの発行時に設定した次のパスワードも必要です。

- ・署名用電子証明書(英文字6桁～16桁)
- ・利用者証明用電子証明書(数字4桁)

▽住宅借入金等特別控除を受けるために必要な書類を持参すれば、確定申告書の作成と提出が可能です。

▽駐車場の混雑が予想されますので、なるべく公共交通機関をご利用ください。

▽半田赤レンガ建物への問い合わせはご遠慮ください。

▽入館できる時間は、午前9時が目安となります。

▽詳細は名古屋国税局ホームページを参照してください。



▲名古屋国税局
ホームページ

